

技能の水準を認定してほしい

技能検定試験の実施

働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

対象者

131ある技能検定職種に関する職業に携わる方、もしくは職業訓練施設、工業高校等で学ばれている方。

※等級ごとに受験に必要な要件が定められており、受験していただくためにはそれらの要件を満たす必要があります。

内容

技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

職種ごとに実技試験と学科試験が行われます。各職種の内容に応じ、特級、1級、2級などに区分して行われるものと、単一等級として区分しないで行われるものがあります。

それぞれの試験の程度は次のとおりです。

等級区分	試験の程度
特 級	管理者または監督者が通常有すべき技能及び知識の程度
1 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
2 級	中級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
3 級	初級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
単 一 等 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度

活用方法

- 技能検定の合格者には、厚生労働大臣（特級、1級、単一等級）又は都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。
- 建築系職種によっては、官公庁の発注する公共工事に一定数以上の1級技能検定合格者の常駐を求められることがあります。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、1級及び単一等級の技能検定合格者は実技試験及び学科試験（関連学科のみ）が免除されます。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、2級の技能検定合格者は実技試験が免除されます。

お問い合わせ先

試験に関すること：福岡県職業能力開発協会

TEL：092-671-1238

合格証書に関すること：福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係

TEL：092-643-3603